

内閣府 男女共同参画局 局長

名取 はにわ 殿

Only one Tokushima
徳島の提言・要望

 **徳 島 県**

徳島県政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

徳島県では、大きな時代の転換期を迎えている現在、新しい時代を見据え、本県の目指す姿及び課題の解決に向けた具体的目標を掲げ、行政をはじめ県民一人ひとりが共通の認識を持ちながら、互いに連携・協働して主体的に取り組み、県民があらゆる面で明るさを実感できる「徳島の再生」を目指しております。

このため、本県の魅力や個性を十二分に引き出し、全国に誇りうる「オンリーワン徳島」の実現に向け、7つの基本目標からなる「オンリーワン徳島行動計画」を策定し、重点的に施策を展開しております。

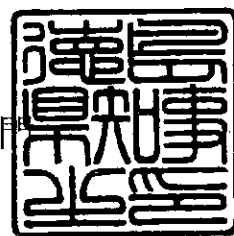
また、厳しさを増す財政状況の下で、限られた行財政資源を最大限に活用し、徹底した行財政改革を行うため、「リフレッシュとくしまプラン」や「財政改革基本方針」を策定し、持続可能な財政構造への転換を目指して取り組みを進めているところです。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本県が、立ち遅れている社会資本の整備を図り、実効性のある施策を推進していくためには、本県独自の努力はもとより、地域の実情に即した各種制度の創設や財源確保など国の御支援が必要です。

国におかれましては、平成18年度の予算編成並びに施策の展開に当たり、本書に取りまとめました徳島の提言・要望につきまして、本県の実情を十分に御理解いただき、御検討くださいますようお願い申し上げます。

平成17年 5 月

徳島県知事 飯 泉 嘉 男



男女共同参画の推進について

県担当課（室）男女共同参画課

【提言・要望の趣旨】

男女共同参画社会の早期実現に向け、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させながら、関係施策を総合的かつ計画的に推進すること。

【徳島県の現状と課題】

本県においては、審議会等の女性委員の比率を、平成 17 年度末までに 4 割とする目標を掲げ、その計画的な登用促進に努めています。

しかしながら、県防災会議、県国民保護協議会や県交通安全対策会議など法令設置による審議会等には、その委員の所属する組織、役職等が規定されており、女性の登用促進を図る上で、阻害要因となっているものがあります。

県の審議会等における女性の割合 36.2%（平成 17 年 4 月 1 日現在）

【提言・要望の具体的内容】

男女共同参画社会の早期実現に向け、審議会委員等への女性の登用を一層進めるため、法令等に定める審議会等委員の職指定制度の見直しなど委員資格要件の緩和を図ってください。

男女共同参画局長

名取 はにわ 様

国の施策等に関する提案

内閣府

平成17年6月

熊 本 県

熊本県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本格的な地方分権の時代を迎え、まさに変革と再構築が求められる中、国と地方はそれぞれの役割をしっかりと意識し、お互いに連携しながら国民生活の向上や真の豊かさにつながる政策を展開していかなければならないと認識しております。

さて、本県においては、国の「三位一体の改革」に向けた対応、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業に向けた県内各地域の活性化と都市圏の整備、国営川辺川土地改良事業に関する新利水計画の策定、そして水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえた水俣病問題の解決に向けた取組等、様々な課題が山積しております。

本県が、このような課題に着実に対応するためには、国との連携が何よりも必要であることから、国において本県の実情を御理解いただくとともに、特段の配慮をお願いしたく本書のとおり提案いたします。

掲げている提案は、いずれも、21世紀の本県の発展にとって極めて重要な事項です。御賢察のうえ、平成18年度政府予算の編成、あるいは今後の施策展開に採り入れられますよう、よろしく願い申し上げます。

平成17年6月

熊本県知事 潮谷 義



【内閣府】

目

次

「三位一体の改革」の推進について	1
雇用・中小企業対策の充実及び地域経済の活性化のための対策の強化について	3
食の安全安心確保のための施策の推進について	5
男女共同参画社会形成に関する施策の総合的な推進について	7

男女共同参画社会形成に関する施策の総合的な推進について

提案の要旨

- 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させながら、諸施策を総合的に推進されたい。

本県の現状と課題

- 熊本は全国的にも働く女性の割合が高く、出産・育児期に働く女性の割合も高くなっている。しかし、仕事と家庭の両立ができる環境整備は不十分である。
- 本県における審議会等への女性委員の登用率は、30.5%（平成17年3月現在）であり、今後、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するためには、登用率の更なる向上を図る必要がある。
- 本県の主要産業である農林水産業においては、農業就業人口に占める女性の割合は52%であり、女性は重要な担い手である。
しかし、農業委員に占める女性の割合は増加しているものの依然として低い。
また、家族経営協定を締結した農家数は全国上位にあるものの、一層の推進が必要である。
- 近年、女性に対する暴力など人権侵害の問題が顕在化してきており、特に、先に改正されたいわゆるDV防止法については、円滑な運用とともに制度の一層の充実が求められている。
- 男女共同参画社会に関する世論調査（平成12年、内閣府）においては、メディアの性・暴力表現について「行き過ぎた表現が目立つ」とする人が半数近くと最も多くなっており、何らかの対応が必要である。
- 「県民意識調査」（平成16年）によると、『男は仕事、女は家庭』など性別により役割を固定すべきではないと考える県民の割合は41.6%にとどまっており、引き続き意識啓発に取り組む必要がある。

これまでの取組状況等

- 平成12年度 庁内に「男女共同参画課」を設置し、男女共同参画社会基本法に基づく「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」を策定した。また、農山漁村における男女共同参画を推進するため「農山漁村男女共同参画推進プラン」を策定した。
- 平成13年度 「熊本県男女共同参画推進条例」を制定した。また、県民の活動を応援する拠点施設として「男女共同参画センター」を開設した。
- 平成14年度 熊本県、千葉県及び大阪府の3人の女性知事による、健康・福祉・暮らし等についての政策を盛り込んだ「3本の矢と5つの提言」を小泉総理大臣に手渡しアピールを行った。また、DV防止法の見直しについて、他県とともに国へ働きかけた。
- 平成15年度 北海道、千葉県及び大阪府知事とともに、DV防止法に関し、保護命令の見直し等について具体的な要望を行った。
- 平成16年度 全国知事会男女共同参画研究会（本県含む8道府県）において、DV対策の推進、次世代育成支援対策推進等について調査研究を行った。
- 平成17年度 本県の重点施策において主要プロジェクトに位置づけられた。

提案の概要

■男女共同参画社会の形成は、人々の意識、社会慣習、就業、家庭・地域生活、学校等あらゆる分野に関わる問題であり、また、関連施策も多く府省にまたがっているため、引き続き、男女共同参画推進本部の下、以下の諸施策が総合的かつ効果的に推進されるよう努められたい。

○職業生活と家庭生活・地域生活の両立に向けた取組みの推進について

職業生活における男女共同参画を推進するとともに、これまで主に女性が担ってきた家事、育児、介護、地域活動など家庭生活・地域生活における男女共同参画を推進するため、企業・団体等への啓発、育児休業の取得促進及び保育サービスの充実等を図ること。

○女性委員の積極的な登用推進について

県においては、平成17年度末までに30%の目標達成に向け、審議会等の女性委員の一層の登用推進を図ってきたが、法令により委員の所属する組織、役職等が規定され、女性委員の登用が制約を受ける例もあるため、制度の改善を図ること。【例】交通安全対策会議（「交通安全対策基本法」）

また、国においても、審議会における女性委員の登用等、女性が政策・方針決定過程へ参加する機会を拡大できるような施策の充実を図ること。

○農山漁村における男女共同参画の推進について

農林水産業の重要な担い手である女性が、持てる能力を十分に発揮し、地域の活性化に貢献できるよう、経営や地域社会への参画促進、就業条件の整備、さらには地産地消と呼応した起業活動や生産者の視点を生かした食育活動等を促進し、農山漁村における男女共同参画の推進を図ること。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく施策の推進について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正を受け、被害者保護及び自立支援に取り組む民間団体に対する必要な支援をはじめ制度の一層の充実を図るとともに、加害者対策に関する研究を進めること。

○メディア関係者の自主的取組みの促進について

無意識に固定的な性別役割分担意識を植え付けたり、女性の人権を侵害したりしないよう、国の男女共同参画基本計画に基づき、テレビ・ラジオ放送、出版、インターネットなどメディア関係者に自主的な取組みを促すこと。

○男女共同参画社会の形成に向けた教育の推進について

個人の意識形成に重要な影響を及ぼす学校教育や生涯学習について、男女共同参画社会の形成のための教育を更に推進すること。